

博士の学位申請に関する手続き及び審査体制・基準等について

1 課程修了による博士の学位

博士課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、博士の学位が授与されます（大学院学則第 25 条、第 28 条）。

2 博士論文審査体制・方法

(1) 審査体制

博士論文の審査は、研究科委員会の定めた審査委員によってこれを行います。

審査委員は、当該論文に関連ある研究領域の教員 3 名以上とし、主査を 1 名、副査を 2 名以上とします。

(2) 審査方法

ア 最終試験

博士の学位に関する最終試験は、審査委員が博士論文に示された研究成果を確認する目的をもって、公聴会形式で行います。

イ 審査期間

博士論文の審査及び最終試験は、当該論文受理後 1 年以内に終了します。

ウ 審査結果

博士論文の審査及び最終試験の結果は、研究科委員会の承認を得て決定します。

3 博士論文審査基準

(1) 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を示すに足るものをもって合格とします。

(2) 学位論文（博士）の審査にあたっては、以下の審査項目をふまえて、総合的に評価します。

ア 研究テーマが明確であり、社会的意義あるいは学術的意義が意識されているか。

イ 論文構成において、一貫した論理展開がなされ、明確な結論が導かれているか。

ウ 研究目的にふさわしい研究方法が用いられ、資料やデータの収集、分析、解釈は適切か。

エ 先行研究や関連した研究が十分に調査され、考察されているか。

オ 研究テーマの分析内容、結論において、独自の知見など独創的な観点が加えられているか。

4 学位論文提出要件

博士の学位論文は、学位規程第 19 条に基づき、博士課程後期課程に在学し、所定の単位を修得または修得見込の者が、あらかじめ論文計画について承認を得、かつ、単著または本人がファーストオーサーの査読付き論文 2 本以上を学術誌に投稿し、掲載されているか、掲載が決定していなければ提出することができません。この査読付き論文について、研究分野によっては、実践研究・事例研究等を認めるケースもあるため、指導教員を通じて本研究科へ確認してください。ただし、少なくとも 1 本は原著論文、またはそれに相当するカテゴリーの論文であることが要件となります。

5 学位論文の公表

(1) 論文審査の公表

博士の学位が授与された場合は、学位規程第 38 条に基づき、その学位論文の要旨及び論文審査要旨を関西大学学術リポジトリに公表します。

(2) 学位論文の公表

博士の学位論文は、学位規程第 39 条に基づき、学位を授与されてから 1 年以内に関西大学学術リポジトリに公表しなければなりません。

※公表手続きの詳細は、別途インフォメーションシステムでお知らせします。